

番号	15
措置の名称	第3種旅行業務等の範囲に関する告示の改正
措置の内容	<p>第3種旅行業務等の範囲について、着地型旅行商品の充実を図るため、平成19年国土交通省告示第445号等の一部を改正する告示(平成30年観光庁告示第9号)により、旅行業法施行規則第1条の3第3号の規定に基づき観光庁長官が定める区域(平成19年国土交通省告示第445号)を改正し、第3種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の実施について、地域の交通・観光の実態を踏まえた特例として、催行区域の近隣に交通網及び輸送の拠点(交通拠点)がある場合、当該交通拠点の存する市町村の区域を発着する旅行の実施も可能とした。</p>
関係省庁	国土交通省